



税の申告が始まります

平成 28 年分の所得税の確定申告、平成 29 年度分の市県民税の申告が始まります。申告期間は 2 月 16 日(木)～3 月 15 日(水)ですが、還付申告の人は 2 月 16 日より前でも厚狭税務署で申告することができます。なお、今年度からマイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

◎所得税申告・確定申告相談

☎ 厚狭税務署個人課税部門 (☎ 72-0180)

会場	日程	時間
厚狭税務署	2月16日(木) ～3月15日(水) (土・日曜日は除く)	9:00～ 16:00

◎収入が公的年金のみの人の市県民税申告・確定申告事前相談

☎ 税務課市民税係 (☎ 82-1125)

会場	日程	時間
市役所 3階大会議室	2月14日(火) 15日(水)	9:00～ 16:30

◎市県民税申告・確定申告相談

☎ 税務課市民税係 (☎ 82-1125)

今年度から不動産や株の譲渡所得、配当所得、退職所得や繰越損失等の分離申告、住宅取得控除(1年目)は、以下の会場では受けられません。厚狭税務署へお問い合わせください。

会場	日程	時間
市役所 3階大会議室	2月16日(木) ～3月15日(水) (土・日曜日は除く)	9:00～ 16:30
厚陽公民館 2階講堂	2月22日(水)	9:30～ 16:00
埴生公民館 2階大講堂	2月23日(木) 24日(金)	
商工センター 2階大会議室	2月28日(火) 3月1日(水)	
厚狭地区複合施設 2階第1研修室	3月3日(金)	
赤崎公民館 1階研修室	3月7日(火) 8日(水)	
本山公民館 研修室	3月9日(木)	9:30～ 12:00
有帆公民館 会議室	3月10日(金)	

パソコンで作成して郵送が便利!

- 申告会場へ行かなくても提出可能
申告会場は大変混み合います。自宅で申告書を作成し、添付書類を添えて郵送が便利です。
- 24時間いつでも利用可能
- データを保存すれば、来年も利用可能
※詳しくは国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご覧ください。
<http://www.nta.go.jp>
スマートフォン等専用のQRコード▶



..... 申告に必要なもの

- ① 印判 (スタンプ印は不可)
- ② 給与や公的年金等の源泉徴収票等
事業や農業、不動産等の収入がある人は、収支内訳書を作成してください。
- ③ 控除を受ける場合に必要書類
 - 配偶者特別控除
配偶者の所得金額がわかるもの(源泉徴収票等)
 - 医療費控除
医療費の領収書やレシート、保険等で補てんされる金額の明細書(領収書等は整理し、内訳書に記入のうえ持参)
 - 社会保険料控除
国民年金・国民健康保険等の支払証明書
 - 生命保険料控除・地震保険料控除
支払保険料の控除証明書
 - 障害者控除
障害者手帳、要介護による市の認定証等
 - 寄附金控除
寄附金の領収書
- ④ 個人番号カードまたは
通知カード + 運転免許証、パスポート等

今年度から必要

申告期間は 2/16 (木)～3/15 (水)